

開発区域の面積に応じた設置すべき公園等

基準の種類		開発区域の面積(ha)			
		0.3以上5.0未満 (施行令25条6号)		5.0以上 (施行令25条7号)	
予定建築物の用途		0.3以上1.0未満	1.0以上5.0未満	5.0以上20.0未満 (施行規則21条2号)	20.0以上 (施行規則21条2号)
開発区域全体に対する割合		3%以上 (施行令25条6号)		3%以上 (施行令25条7号)	
公園等の広さ ごとの1箇所	住宅	150㎡以上 (施行令29条の2 5号) (条例3条)		300㎡以上 (施行令25条7号)	
	以住宅 外宅	規定なし (条例3条ただし書き)			
公園等 設置すべき	住宅	公園、緑地又は広場 (施行令25条6号)	少なくとも1箇所は公園 (手引3章 1-2 (2))	1000㎡以上の公園 1箇所以上 (施行規則21条2号)	1000㎡以上の公園 2箇所以上 (施行規則21条2号)
	以住宅 外宅		公園、緑地又は広場 (施行令25条7号)		
備考		<ul style="list-style-type: none"> 公園又は広場の場合、下記の有効面積を確保すること。 公園等：公園(法4条)、緑地又は広場(施行令1条の2) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>道路</p> <p>4m</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>宅地</p> <p>3m 45°</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">公園等</p> <p style="text-align: center;">・短辺が4m以上となること。</p> <p style="text-align: right;">有効面積から控除すること</p>			

参考：都市施設としての公共空地(法11条2号).....都市計画運用指針から

公園	緑地	広場	墓園
主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地	自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地
その他の公共空地			
運動場など			

法 : 都市計画法
 施行令 : 都市計画法施行令
 施行規則 : 都市計画法施行規則
 条例 : 阿南市都市計画法施行条例
 手引 : 開発許可の手引(徳島県)